

西宮市立青少年育成センター条例施行規則の一部を改正する
規則制定の件

西宮市立青少年育成センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和元年12月11日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司 郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市立青少年育成センター条例施行規則の一部を改正する規則

西宮市立青少年育成センター条例施行規則（昭和59年西宮市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

付 則

この規則は、令和2年4月1日より施行する。

(参考)

○提案理由

公立高等学校PTA及び育友会からの補導委員選出を廃止するため。

西宮市立青少年育成センター条例施行規則 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、西宮市立青少年育成センター条例(昭和59年度 西宮市条例第33号)の施行について必要な事項を定める。</p> <p>(補導委員)</p> <p>第2条 補導を中心とした非行化防止活動を推進するため西宮市青少年補導委員(以下「補導委員」という。)を置く。</p> <p>2 補導委員は、前項の目的を達成するため次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 青少年の問題行為の早期発見及び補導に関すること。</p> <p>(2) 情報及び資料の収集に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、青少年の非行化防止に必要な業務に関すること。</p> <p>(補導委員の委嘱)</p> <p>第3条 補導委員は、次の各号に掲げるところにより、西宮市教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 市立小・中学校PTA会員 小学校区ごとにそれぞれ1名</p> <p>(2) 民生委員・児童委員 小学校区ごとに1名</p> <p>(3) 地区青少年愛護協議会委員(前2号に該当する者を除く) 小学校区ごとに1名</p> <p>(4) 公立高等学校PTA及び育友会会員 各校2名</p> <p>(5) その他西宮市教育委員会が適当と認めた者</p> <p>2 前項各号に掲げる者のうち、同項第1号から第4号までに掲げる者についての委嘱は、それぞれ当核団体の代表者の推薦を受けて行うものとする。この場合において、同項第1号及び第2号に掲げる者についての推薦は、地区青少年愛護協議会を経由して行うものとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、西宮市立青少年育成センター条例(昭和59年度 西宮市条例第33号)の施行について必要な事項を定める。</p> <p>(補導委員)</p> <p>第2条 補導を中心とした非行化防止活動を推進するため西宮市青少年補導委員(以下「補導委員」という。)を置く。</p> <p>2 補導委員は、前項の目的を達成するため次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 青少年の問題行為の早期発見及び補導に関すること。</p> <p>(2) 情報及び資料の収集に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、青少年の非行化防止に必要な業務に関すること。</p> <p>(補導委員の委嘱)</p> <p>第3条 補導委員は、次の各号に掲げるところにより、西宮市教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 市立小・中学校PTA会員 小学校区ごとにそれぞれ1名</p> <p>(2) 民生委員・児童委員 小学校区ごとに1名</p> <p>(3) 地区青少年愛護協議会委員(前2号に該当する者を除く) 小学校区ごとに1名</p> <p>(4) その他西宮市教育委員会が適当と認めた者</p> <p>2 前項各号に掲げる者のうち、同項第1号から第4号までに掲げる者についての委嘱は、それぞれ当核団体の代表者の推薦を受けて行うものとする。この場合において、同項第1号及び第2号に掲げる者についての推薦は、地区青少年愛護協議会を経由して行うものとする。</p> <p>3 補導委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任</p> |

3 補導委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 補導委員は、再任することができる。

(補導委員の服務)

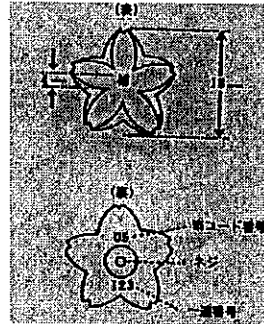
第4条 補導委員は相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 補導委員は、補導に従事する際には西宮市青少年補導委員証(様式第1号)を携帯するとともに、西宮市青少年補導委員記章(様式第2号)を着用しなければならない。

(様式第1号)

| | |
|--------------|--|
| 第 号 | |
| 青少年補導委員証 | |
| 氏名 ()歳 | |
| 住所 西宮市 | |
| 交付年月日 年 月 日 | |
| 有効期限 年 月 日 | |
| 交付者 西宮市教育委員会 | |

(様式第2号)



(教育長への委任)

第5条 この規則の施行について必要な事項は教育長が定める。

付 則

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 西宮市青少年補導委員規則(昭和39年西宮市教育委員会規則第8号。以下「旧規則」という)は廃止する。
- 3 この規則(以下「新規則」という)施行の際、現に在任する旧規則による西宮市青少年補導委員(以下「補導委員」という)は、旧規則の規定による補導委員としての任期が満了するまでの間、引き続き新規則の規定による補導委員として在任するものとする。

付 則(平成2年3月31日西教委規則第18号)

この規則は、平成2年4月1日より施行する。

期は、前任者の残任期間とする。

4 補導委員は、再任することができる。

(補導委員の服務)

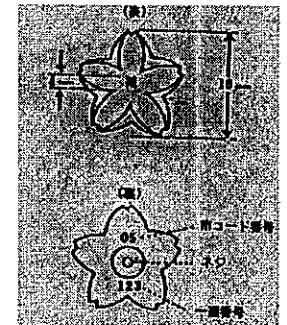
第4条 補導委員は相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 補導委員は、補導に従事する際には西宮市青少年補導委員証(様式第1号)を携帯するとともに、西宮市青少年補導委員記章(様式第2号)を着用しなければならない。

(様式第1号)

| | |
|--------------|--|
| 第 号 | |
| 青少年補導委員証 | |
| 氏名 ()歳 | |
| 住所 西宮市 | |
| 交付年月日 年 月 日 | |
| 有効期限 年 月 日 | |
| 交付者 西宮市教育委員会 | |

(様式第2号)



(教育長への委任)

第5条 この規則の施行について必要な事項は教育長が定める。

付 則

- 4 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 5 西宮市青少年補導委員規則(昭和39年西宮市教育委員会規則第8号。以下「旧規則」という)は廃止する。
- 6 この規則(以下「新規則」という)施行の際、現に在任する旧規則による西宮市青少年補導委員(以下「補導委員」という)は、旧規則の規定による補導委員としての任期が満了するまでの間、引き続き新規則の規定による補導委員として在任するものとする。

付 則(平成2年3月31日西教委規則第18号)

この規則は、平成2年4月1日より施行する。

付 則(平成4年3月23日西教委規則第12号)

付 則(平成4年3月23日西教委規則第12号)

この規則は、平成4年4月1日より施行する。

付 則(平成13年3月27日西教委規則第7号 西宮市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則3条による改正付則)

この規則は、平成13年4月1日より施行する。

付 則(平成16年3月26日西教委規則第14号)

この規則は、平成16年4月1日より施行する。

付 則(平成18年3月28日西教委規則第23号)

この規則は、平成18年4月1日より施行する。

付 則(平成20年6月11日西教委規則第5号)

この規則は、平成20年6月11日より施行する。

付 則(平成25年7月10日西教委規則第4号)

この規則は、平成25年8月1日より施行する。

この規則は、平成4年4月1日より施行する。

付 則(平成13年3月27日西教委規則第7号 西宮市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則3条による改正付則)

この規則は、平成13年4月1日より施行する。

付 則(平成16年3月26日西教委規則第14号)

この規則は、平成16年4月1日より施行する。

付 則(平成18年3月28日西教委規則第23号)

この規則は、平成18年4月1日より施行する。

付 則(平成20年6月11日西教委規則第5号)

この規則は、平成20年6月11日より施行する。

付 則(平成25年7月10日西教委規則第4号)

この規則は、平成25年8月1日より施行する。

付 則(令和12月11日西教委規則第 号)

この規則は、令和2年4月1日より施行する。